

第 1 0 1 回定時社員総会

議 事 録

令和 3 年 6 月 1 8 日

一般社団法人 海 洋 会

第101回定時社員総会の決議と社員総会 議事録

定時社員総会の決議及び報告があったものとみなされた事項の内容

(I) 決議事項

第一号議案：令和2年度事業報告並びに決算報告の承認

令和2年度財務諸表に関して、今後一部の科目について止むを得ない事情により振替等の処理が必要となった場合は、その処理については会長に一任する。

5月13日海洋会本部において監事岡本建之介と監事桑田守が「令和2年度における貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、及び財産目録、並びに海洋会の業務執行状況について監査し、適正であることを確認した。

この内容について承認する。

第二号議案：令和3年度事業計画案並びに収支予算案の承認

令和3年度収支予算書（資金収支）（案）及び令和3年度正味財産増減予算書内訳表（案）に関して、今後一部の科目について止むを得ない事情により振替等の処理が必要となった場合は、その処理については会長に一任する。

この内容について承認する。

第三号議案：理事改選及び監事改選の承認

一般社団法人法第63条（選任）には「役員（理事及び監事をいう）は社員総会の決議によって選任する」と規定されている。また、定款第27条（役員を選任）は「理事及び監事は、総会の議決において社員の中から選任する」と定められている。更に定款第30条（役員任期）には、理事の任期は2年、監事の任期は4年と定められていることより、今年は理事20名が任期満了により役員資格を喪失し退任、本社員総会に於いて、改めて理事20名、監事1名を選任しなければならない。添付されている理事改選及び監事改選候補者（案）は、海本規1-01役員選出規程に従って、5月10日開催された役員推薦委員会において、全会区選出理事候補者13名、支部区／支部区ブロック選出理事候補者7名、並びに全会区選出監事候補者1名を推薦した。その推薦された候補者名が一覧表として提示されている。この内容について承認する。

被選任者は理事及び監事就任を承諾した。

理事（重任） 住所 広島県安芸郡熊野町石神8番3号
氏名 石津 則昭

理事（重任） 住所 東京都世田谷区北烏山6-4-17

	氏名	岩本 勝美
理事（重任）	住所	千葉県柏市今谷上町50-64
	氏名	遠藤 充
理事（新任）	住所	神奈川県川崎市宮前区土橋4-3-4オーベル鷺沼519
	氏名	岡崎 一正
理事（重任）	住所	神奈川県横浜市緑区長津田みなみ台1丁目8番地13
	氏名	掛谷 茂
理事（重任）	住所	神奈川県川崎市高津区久本三丁目14番地1-2015号
	氏名	葛西 弘樹
理事（重任）	住所	千葉県柏市豊住3丁目1番7-1003号
	氏名	金田 章治
理事（新任）	住所	茨城県取手市取手1丁目11-13-904
	氏名	神田 一郎
理事（新任）	住所	神奈川県横須賀市池田町1-1-3-506
	氏名	久門 明人
理事（新任）	住所	千葉県印旛郡栄町安食台3-13-3
	氏名	小寺 俊秋
理事（重任）	住所	神奈川県藤沢市鵠沼橋2-12-18
	氏名	小島 茂
理事（新任）	住所	東京都目黒区下目黒1丁目5番4-501号クラッサ目黒
	氏名	齋藤 威志
理事（重任）	住所	大分県別府市大観山町4組
	氏名	佐藤 元洋
理事（重任）	住所	宮城県仙台市宮城野区福田町1丁目6-10-1008
	氏名	長南 賢司
理事（重任）	住所	兵庫県宝塚市平井山荘3-22
	氏名	橋本 正孝
理事（重任）	住所	千葉県千葉市花見川区幕張本郷7丁目6-1
	氏名	平塚 惣一
理事（重任）	住所	千葉県いすみ市岬町榎沢3141番1号
	氏名	藤井 照久
理事（新任）	住所	神奈川県横浜市港北区富士塚1丁目2番8号
	氏名	藤丸 明寛
理事（重任）	住所	東京都大田区西糞谷2-29-1クリエールT.M406
	氏名	光島 正宏
理事（新任）	住所	富山県射水市七美2-2-4

氏名 山崎 祐介
監事（新任） 住所 埼玉県所沢市大字上安松 4 9 6 番地の 1 5
氏名 佐田 昌弘

（Ⅱ）報告事項

令和 3 年度社員選出名簿、令和 3 年度特別会員の推薦及び令和 3 年度海洋会特別会
名簿を報告事項とする。

1. 決議事項を提案した理事の氏名

代表理事 平 塚 惣 一

2. 定時社員総会の決議があったものとみなされた日

令和 3 年 6 月 1 8 日（金）

3. 議事録作成に係る職務を行った理事の氏名

理 事 佐 田 昌 弘

令和 3 年 6 月 1 日代表理事平塚惣一は、社員全員に対して第 1 0 1 回定時社員総会開催
の中止と一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 5 8 条第 1 項及び第 5 9 条の規定
に基づき、第 1 0 1 回定時社員総会の目的である事項に付いて、書面による意思表示を求め
ました。

結果、第 1 0 1 回定時社員総会の目的事項に付きましては、6 月 1 8 日までに社員全員か
ら同意の意思表示が得られましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 5
8 条第 1 項及び第 5 9 条に基づき、当該提案を可決する旨の社員総会の決議及び報告事項
の社員総会への報告があったものとみなして「みなし決議」されました。

上記のとおり、社員総会の決議及び報告の省略を行ったので、「一般社団法人及び一
般財団法人に関する法律第 5 8 条第 1 項、第 5 9 条及び同法施行規則第 1 1 条第 4 項
に基づき、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和 3 年 6 月 1 8 日

一般社団法人 海 洋 会
代表理事 平 塚 惣 一 印

議事録作成者
理 事 佐 田 昌 弘 印